

事務連絡

平成28年9月20日

関係各位

姫路海上保安部

交通課長

海上交通安全法等の一部を改正する法律の一部施行について
(お知らせ)

平素から姫路港等における安全対策について、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、本年11月1日、改正港則法が一部施行され、港則法における「雑種船」が、本年11月1日からは「汽艇等」に変更され、港則法の対象範囲が変更となります。

これにより、これまで主として港外で活動していた総トン数20トン未満の動力船(プレジャーボート、漁船等)が、港則法の適用港内を航行するときは、「汽艇等」となり、逆に主として港内で活動していた総トン数20トン以上の動力船(タグボート、遊覧船等)が、港則法の適用港内を航行するときは、「汽艇等」以外の船舶となります。

なお、港内での避航義務・航路航行義務・届出義務・その他免除規定(ルール)等の内容については、これまでと変更はございませんが、本年11月1日からはプレジャーボート、漁船を含め、総トン数20トン未満の動力船は汽艇として扱われることとなります。

詳しくは別添リーフレットをご参照のうえ、ご関係者さまへ周知して頂きますようお願い致します。

平成28年11月に改正港則法が一部施行され、「雑種船」が「汽艇等」となり、対象範囲が変更されます。

雑種船の名称及び対象範囲の変更(港則法第3条第1項)

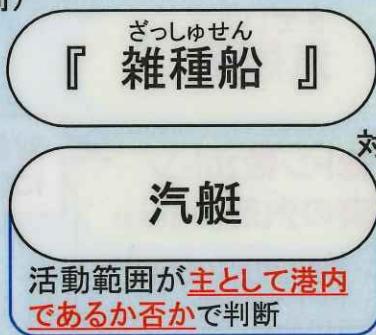
【改正前】

この法律において、「雑種船」とは、汽艇、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。

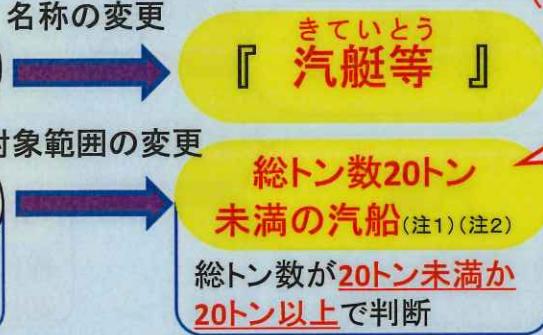
【改正後】

この法律において、「汽艇等」とは、汽艇(総トン数20トン未満の汽船をいう。)、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。

(改正前)



(改正後)



(注1) 「汽船」は動力船の総称です。

(注2) 長さには関係なく、総トン数が20トン以上であれば、「汽艇等」には含まれません。

この改正により、主として港外で活動していた総トン数20トン未満の動力船(プレジャーボート、漁船等)が、港内を航行するときは、「汽艇等」となります。

新たに「汽艇等」になる船舶に関する港則法のルール

「汽艇等」となる船舶に以下のルールが適用されます。

【新たに「汽艇等」となる船舶】



・港内での避航義務(港則法第18条)

狭い港内では運動性能が悪く操船範囲が限られる大型の船舶を、操船自由度の高い小型の船舶が避けなければなりません。

・みだり係留の禁止(港則法第9条)

係船浮標や貨物船など大きな船舶が着岸する公共岸壁などへ正当な理由なく係留することは禁止されます。

【お問い合わせ先】※最寄の海上保安部又は管区海上保安本部にお問い合わせください。

第五管区海上保安本部

交通部航行安全課

姫路海上保安部

代表078-391-6551（直通078-331-2710）

直通079-231-5065

平成28年11月に改正港則法が一部施行され、「雑種船」が「汽艇等」となり、対象範囲が変更されます。

雑種船の名称及び対象範囲の変更(港則法第3条第1項)

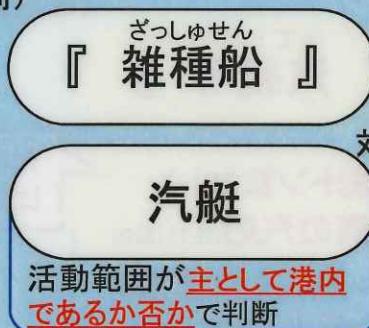
【改正前】

この法律において、「雑種船」とは、汽艇、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。

【改正後】

この法律において、「汽艇等」とは、汽艇(総トン数20トン未満の汽船をいう。)、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。

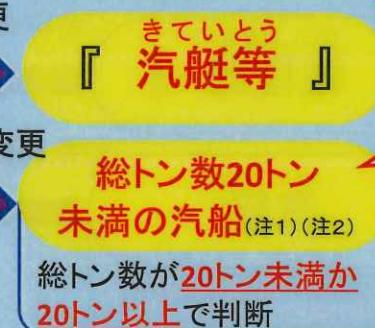
(改正前)



名称の変更

対象範囲の変更

(改正後)



(注1) 「汽船」は動力船の総称です。

(注2) 長さには関係なく、総トン数が20トン以上であれば、「汽艇等」には含まれません。

この改正により、主として港外で活動していた総トン数20トン未満の動力船(プレジャーボート、漁船等)が、港内を航行するときは、「汽艇等」となります。

また、主として港内で活動していた総トン数20トン以上の動力船(タグボート、遊覧船等)が、港内を航行するときは、「汽艇等」以外の船舶となります。

「汽艇等」、「汽艇等以外の船舶」に適用されるルール等

【新たに「汽艇等」となる船舶に適用されるルール】

- ・港内での避航義務(港則法第18条)
- ・みだり係留の禁止(港則法第9条)



【新たに「汽艇等」以外となる船舶に適用されるルール】

- ・港に出入する際の航路航行義務(港則法第12条)
- ・移動の制限(港則法第7条)
- ・修繕、係船届の届出義務(港則法第8条)



- なお、義務・免除規定(ルール)の内容については、これまでと変更はありません。

【お問い合わせ先】※最寄の海上保安部又は管区海上保安本部にお問い合わせください。

第五管区海上保安本部

交通部航行安全課 代表078-391-6551 (直通078-331-2710)

姫路海上保安部 直通079-231-5065